

令和４年第５回本部町議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令和４年９月30日			
招 集 場 所		本部町議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和４年９月30日 午前10時00分		
		散 会	令和４年９月30日 午後２時47分		
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 13 名		欠 席 0 名		欠 員 1 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃
※ 会議録署名議員					
7 番	伊良波 勤		8 番	具志堅 正 英	
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	平 良 武 康		副 町 長	伊野波 盛 二	
教 育 長	知 念 正 昭		会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	
総 務 課 長	仲宗根 章		企画商工観光課長	屋富祖 良 美	
住 民 課 長	崎 原 誠		福 祉 課 長	大 城 尚 子	
子 育 て 支 援 課 長	安 里 孝 夫		健康づくり推進課長	平安山 良 信	
建 設 課 長	宮 城 忠		農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	
上 下 水 道 課 長	知 念 毅		教育委員会事務局長	有 銘 高 啓	
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 新 吾		主 任 主 事	宇茂佐 隼 人	

議 事 日 程

9月30日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議会運営委員の選任
4	選 挙 第 1 号	本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙
5		議長諸般の報告
6		町長の行政報告
7		町長の所信表明
8	報 告 第 13 号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について (報告・質疑)
9	報 告 第 14 号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報告・質疑)
10	報 告 第 15 号	令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報告・質疑)
11	報 告 第 16 号	専決処分の報告について〈嘉津宇具志堅線道路改良工事（その7）〉 (報告・質疑)
12	議 案 第 30 号	本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について (議案説明)
13	議 案 第 31 号	本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の 制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件 名
14	議案第32号	令和4年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
15	議案第33号	令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
16	議案第34号	令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
17	議案第35号	令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
18	議案第36号	令和4年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)
19	議案第37号	令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
20	議案第38号	令和3年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
21	議案第39号	令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
22	議案第40号	令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
23	議案第41号	令和3年度本部町水道事業会計決算認定について (議案説明)
24		決算審査特別委員会の設置 (採 決)

○ 議長 松川秀清 ただいまから令和4年第5回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程に入る前に報告します。6番、真部議員が去る本部町長選挙に立候補しましたので、公職選挙法第90条の規定により、9月6日付で本部町議会議員の資格がなくなったことを報告します。

本日の日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって7番 伊良波 勤議員及び8番 具志堅正英議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月7日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から10月7日までの8日間に決定しました。

日程第3．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長が議会に諮って指名することとなっています。

お諮りします。議会運営委員に崎浜秀昭議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議会運営委員に崎浜秀昭議員を選任することに決定しました。

日程第4．選挙第1号 本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

異議がありますので、選挙の方法は、投票で行います。

休憩します。

休 憩（午前10時04分）

再開します。

再 開（午前10時05分）

本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙の投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番 比嘉由具議員、12番 座間味栄純議員を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(な し)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投 票)

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。11番 比嘉由具議員、12番 座間味栄純議員の立会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、長濱 功議員11票、崎浜秀昭議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって長濱 功議員が本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

日程第5. 議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしておりますが、その中から抜粋して説明させていただきます。

6月14日から16日、令和4年第3回本部町議会定例会。

27日、本部まつり実行委員会。

29日、令和4年度本部町観光協会通常総会、来賓の挨拶がありました。

7月1日、地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請がありました。

8日、北部市町村圏臨時議会が、第59会臨時会がありました。

11日、県産品優先使用の要請行動。

13日、もとぶかりゆしゴールド旬入り宣言、出荷式。

18日、農協要望書対応。

27日、令和4年第4回本部町議会臨時会。

8月25日、令和4年北部広域市町村圏事務組合議会第60回定例会。以上であります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。朗読を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 6. 町長の行政報告を行います。町長。

○ 町長 平良武康 皆さんおはようございます。行政報告に移る前に、一言だけお話をさせてください。先ほど議長のほうから 9 月 6 日付で 6 番、真部議員が議員資格を失ったというような報告がございました。この場に立って、真部議員の議席の座が失ったことに対して一抹の寂しさを感じるところでございます。若い真部議員の今後のご健勝とご活躍をこの場からしっかりと祈念していきたいと思います。

それでは町長の行政報告に移らせていただきます。1 ページ、6 月 3 日に、公立北部医療センター協議会の会議がございました。県の副知事をはじめ、保健医療部の皆さんと北部 12 市町村の首長が一堂に会して北部医療センターの進捗についての議論がございました。1 つは、一部組合の設立についての議論がありました。各市町村から 1 人ずつ議会議員の皆さんから一部組合の議員を選出いたしまして、北部 12 市町村の議会からというふうなものと、あと県のほうから 2 人ということで、14 名体制で一部組合を設立するというような内容になっております。それから 2 点目に医療センターの基本設計の受託についての議論がございました。それから 3 点目に整備予算の確保についての議論がありました。主にこの 3 点の議論の中で、今後淡々と医療センターの設立に向けて作業を進めていくというような内容でございました。

7 日、北部土木事務所のほうへ要請に行っております。場所は県道 172 号線ですけれども、瀬底集落の真ん中から走っている道路でございますけれども、一部未整備の状況となっております、県道でございますので、それを早急に整備していただくようにということで、北部土木事務所長に要請をしております。なお、当日は仲程議員も一緒になって要請をしたということも申し述べておきます。

9 日、沖縄県の照屋副知事のほうに要請をしております。コロナ禍の中、農水産物の販売が非常に滞っているということで、北部地域、あるいは沖縄県下の農水産物の流通体制について県としてのバックアップをお願いしたいというようなこと。その中で特に北部地域の持つ最重要品目であるシークワサーについて、加工分野まで含めて販売拡大について、県としてもしっかりとバックアップしていただくようにということで担当である照屋副知事に強く要望、要請したところであります。なお、当日は座間味議員も一緒に同行して要請したことを報告いたしておきます。

24 日、企業版ふるさと納税の対応をしておりますけれども、浦添市のほうにあります三和金属という株式会社ですけれども、去年、今年と 2 か年にわたって 100 万円の企業版ふるさと納税の寄附がありました。お母さんのほうが本部町豊原の出身ということで、そういう中でぜひ本町を支援していきたいということで、去年と今年にわたって 100 万円の寄附をいただいております。

26 日に久々でしたけれども、闘牛大会が催されております。1,000 名ほどの観客が参加してありました。資金造成の闘牛大会ということで、闘牛組合が主催してやりましたけれども、私も激励挨拶をしました。当大会の経費を差し引いた 40 万円を闘牛組合が本部少年野球クラブの派遣費

にということで寄附をしております。

6月28日、沖縄ＩＴイノベーション戦略センター、県の外郭団体ですけれども、そこが我が本部町と包括連携協定を結んでおります。これからＩＴ時代に向けて、市町村自体に対して技術的な支援をやるということでございますので、その協定によってＩＴイノベーション戦略センターからの指導、助言が得られるというようなことになっております。

6月30日、久々に、4年ぶりにクルーズ船が寄港しております。国内クルーズですけれども、パシフィックビーナスが寄港しております。横幕も作りながら、しっかりと観光協会、それから商工会、行政も含めて歓迎のセレモニーを実施しております。

7月7日、本部小学校の女子ミニバスケットボールクラブが6年ぶりですけれども、国頭地区で優勝したという報告がありました。その報告会がございました。

それから同日、本部中学校の女子空手部が中体連で団体形のほうで優勝したという報告がございました。子供たちのすばらしい活躍ぶりを見て感激したところであります。

7月28日、物価の高騰が続いておりますというようなこと、そして生活支援をどうするのかという課題がございます。さらにまちの経済の小規模事業者の経済活性化という、この3点の観点から3回目になりますけれども商品券を発行しております。1人当たり6,000円の商品券ですけれども、コロナ対応の臨時交付金を使っております。全額国庫補助であります。目下、各地域の公民館等から配布されていると思いますけれども、そのような形でやりますということの記者会見をやっております。

8月5日、東京のほうのアイモバイルという株式会社ですけれども、企業版ふるさと納税に200万円の寄附がございました。

16日、令和4年度の青切りシークワサーを、北部全体のシークワサーですけれども、伊豆味のほうで初出荷式を実施しております。青切りシークワサーの初出荷式、伊豆味のほうで今年の実施をしております。

26日、やんばるどんどん饅頭ということで、ちむどんどんにちなんで備瀬の紅芋、それから満名の田芋を使った饅頭を商品開発しております。観光協会と町内の美ら島フードサービスが中心となってやっております。その記者会見をやっておりますけれども、売上げの一部を子ども・子育て基金に積立てするというような仕組みを仕組み立てしております。なお、美ら島フードサービスからは他の商品も含めて子ども・子育て育成のいわゆる基金への造成をしていくということで、昨日ですけれども、16万円の寄贈がありました。そういったことでございます。以上、主な事項についての行政報告でございました。

○ 議長 松川秀清 これで町長の行政報告を終わります。

日程第7．町長の所信表明を行います。町長。

○ 町長 平良武康 所信を表明いたします。

令和4年第5回本部町議会9月定例会は、私の2期目のスタートとなる議会となります。提案しております議案のご説明に先立ち、町政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

きます。

まずは、去る9月11日に行われました町長選挙において、多くの町民のご支持・ご支援により、当選することができ、改めて心から感謝を申し上げます。今回の選挙結果は、私に対する町民の方々からの大きな支持であり、私の町政運営に対する期待を、これまで以上に大きく感じており、責任の重さに身が引き締まる思いであります。

さて、私のまちづくりの政治姿勢として、融和・協調・個性を大事に、「日本一心豊かな町づくり」を念頭に置き、1期目を努めてまいりました。2期目も引き続き物の豊かさと同時にこの町に住む人々の心の豊かさを据え、町政の施策を展開してまいります。各分野の基本的な考え方として、次のような姿勢で取り組んでまいります。

第1に、「経済の活力再生および観光業・商工業・農水産業の振興について」申し上げます。

今尚、町内の経済はコロナ禍の影響が続いている状況にあります。コロナ禍の影響を脱却し、経済の活力再生を図ることが最重要課題となっております。

観光業、商工業の振興については、アフターコロナを見据え、「町内をまるごとテーマパーク化」し、観光客を呼び戻したいと考えております。『町内まるごとテーマパーク構想』を打ち立て、町のありのままの自然やありのままの日常に磨きをかけ、観光コンテンツを作り上げ、より質の高い観光地を目指した構想を描いております。

まずは、ハーソー公園を機能強化してまいります。町産農産物を活用した食の体験、キャンプ場や親水公園など自然を通した「外あそび・外まなび」ができる新たな観光拠点として整備してまいります。

渡久地港では、漁船などの係留施設を増設するなど、観光と連携した漁業機能等を更に強化してまいります。

また、漁業と連携した飲食業および観光業の活性化を図るため北部振興事業等を活用した事業を推進してまいります。その日に水揚げされた新鮮な魚介類や海藻類などの販売や海の幸が堪能できる店舗等が並ぶ事業を検討してまいります。

八重岳山頂につきましては、希少な動植物の保護・観察・学習のための場所と位置づけ、町民および観光客など様々な人たちが交流する、自然を活かしたエリアとして検討してまいります。引き続き、県・文化財課と史跡名勝天然記念物の活用について調整をしてまいります。

本部港の国際クルーズ船の受入れについては、税関や検疫体制を備えたクルーズターミナルビルの整備を引き続き、国や県に強く要請してまいります。

現在、実証実験事業で実施している町内周遊バスの運行については、早急に事業効果を検証し、引き続き観光客の誘客を促進してまいります。

コロナ収束後は、桜まつりや新緑まつりおよび海洋まつりを復活させ、更なる観光客の集客を図ってまいります。

モニターツアーを実施している「むとうぶんちゅ観光ガイド」では、更なる人材確保など育成強化を図り、ありのままの自然を観光資源化する体制構築を推進してまいります。また、あじさ

いまつり、ベゴニアまつり、闘牛およびマリンレジャーなどの民間がもつ観光資源の支援強化を図ってまいります。

これらの『町内まるごとテーマパーク構想』を実現することにより、観光業を中核とした経済活動の再生を行ってまいります。

次に農水産業の振興については、これまで農業にあつては、ビニールハウス施設や農業機械の整備および優良牛の導入等、生産体制の強化に努めてまいりました。また、水産業については、製氷施設の整備やパヤオの設置および漁船への燃料費の補助支援並びにモズクの生産体制等を強化してまいりました。今後は、更なる生産体制の強化に加え、観光業とリンクした農水産業の振興を推進してまいります。また、アフターコロナ時代に備えた、ありのままの日常を活かした観光施策として、町営市場周辺や山間に点在する飲食店での食事体験やみかん狩りおよび野菜の収穫体験など体験型観光プログラムの活用を促進してまいります。

更に本町に訪れる観光客へ町内食材を広く提供できる体制の構築を図り、観光客への町内農水産物のPR宣伝による販売体制の強化を推進してまいります。

特に本町の特産品であるシークワサー、もとぶかりゆしゴールド、アセローラ、パッションフルーツの他、高級ブランド食材のもとぶ牛、あぐ〜豚、本マグロ、カツオなど町内で生産される農水産物の消費拡大については、ホテルや飲食店など町内事業者と連携を強化してまいります。

農水産業の担い手育成は、食料の自給率の維持拡大を図る観点から国家レベルでの重要な政策課題でもあります。本町においても、国の支援制度や補助事業を積極的に活用して、新たな担い手育成を強力に取り組んでまいります。

また、農水産業者や関係団体からの意見を十分に汲み取り、生産基盤整備および生産技術の向上並びに販売体制の強化を引き続き支援してまいります。

第2に、「子ども・子育て支援について」申し上げます。

私はこれまで、子育て支援を行政の最重要課題と捉え、様々な施策を展開してまいりました。

子ども・子育て支援対策といたしましては、いち早く子育て支援に特化した「本部町子ども・子育てゆいまーる基金条例」を制定し、社会全体で子育てを支援する体制を整えてきました。

「本部町子ども・子育てゆいまーる基金」へは、町内外より多くの個人・企業などから賛同を頂き、年々その輪の広がりをみせております。また、一括交付金等も活用し、今後、更なる子ども・子育て支援事業を展開してまいります。

近年、子どもの居場所づくりが社会課題となっております。子どもの居場所づくりについては、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の充実並びに公民館を活用した学習教室の一層の拡充をいたします。更に小・中学生のための「公営による学習センター」を新たに開設し、子どもの第三の居場所づくりや学力向上を支援してまいります。

学校給食費の無償化につきましては、ふるさと納税の強化を図り、しっかりと継続してまいります。また、学校給食には、もとぶ牛、あぐ〜豚、シークワサーおよびアセローラなど町産食材を、ふんだんに取り入れていきます。食を通じて児童生徒の地域食材に対する学習および理解

度を向上させ、『郷土愛』を深めてまいります。

子ども・子育て世代が活用する公園の整備については、ハーソー公園の機能強化や谷茶公園のリニューアル整備を検討してまいります。更に沖縄美ら島財団と連携し、海洋博公園が地域の子ども達に活用しやすいよう取り計らってまいります。

本部高校につきましては、学校の魅力化を引き続き強力に支援してまいります。幼稚園から高校まで網羅した本部型キャリア教育を推進いたします。また、地域と連携した様々な体験活動に取り組み、自立心と郷土愛の育成に努めてまいります。更に本部高等学校後援会の活動を強力に支援し、本部高校生の学生生活の充実に取り組んでまいります。

第3に、「安心して暮せる福祉社会について」申し上げます。

高齢化が一層進行する本町においては、高齢者福祉政策の重要度が増してきております。高齢者が住み慣れた場所で、安心して暮せるよう日常生活の支援体制を強化してまいります。特に買物支援や移動支援等の体制については、本部町社会福祉協議会を中心として、関係団体と連携し、支援を図ってまいります。

健康づくり・生きがいくりのための講演会や運動教室・介護予防事業等を強化いたします。また、要介護状態になっても、住み慣れた地域での自立した生活が続けられるよう医療・介護・住まい・生活支援が一体的に提供できるよう「地域包括ケアシステム」の体制を強化してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方やご家族の実情に応じた、きめ細やかな相談支援や緊急時の受入体制を備えた「地域生活支援拠点等」の機能の充実を推進してまいります。

第4に、「主な道路や建物などの整備について」申し上げます。

道路や建物等のインフラ整備を行うことは、住民の生活や経済・社会活動を支える最も重要な基盤であります。安全で安心な町民生活を確保するため、計画的かつ効率的に整備を進めていくことは、行政の重要な責務であります。

町道整備等につきましては、北部振興事業および沖縄振興公共投資交付金を活用し、上本部学園線や満名本線および健堅石嘉波線など新しい町道整備に取りかかってまいります。高規格道路の本部方面への延伸については、引き続き、国および県に要請してまいります。

生活道路の整備および管理については、普段から利用しております地域住民の安全・安心を確保するため極めて重要であります。関係団体と協力・連携し、道路の修繕および除草管理等を推進してまいります。

子育て支援住宅につきましては、北部振興事業を活用し、子育て世代の定住および子育て支援を促進するため、整備を引き続き進めてまいります。

水道や下水道の整備は、地域住民生活と密接に関係していることから極めて重要な施設であります。

水道施設整備につきましては、町民への水道水の安定供給に努め、並里浄水場と笹川浄水場の機能を統合した「新浄水場」の建設を推進いたします。

下水道施設整備におきましては、老朽化が著しい「本部町浄化センター」の改築事業に取り組みます。本年度には、基本設計に着手いたします。

第5に、「ICT事業の活性化について」申し上げます。

コロナ禍を契機に行政におけるデジタル化の遅れが顕在化したことを受け、国において、デジタル化に係る取り組みが重点施策に位置づけられております。本町といたしましても、いち早く「デジタル広報班」を設置し、対応しているところであります。

行政手続きのオンライン化につきましては、地域住民の利便性向上の観点から最重要課題となります。子育て関係や介護関係の手続きなど、令和5年4月の運用開始に向けて取り組んでまいります。

ICTを活用した就業支援につきましては、コロナ禍に自宅からのテレワークが普及しつつあることやアフターコロナ時代にも増加が見込めることから、テレワーカーの人材育成を図ってまいります。

デジタルを活用した情報発信につきましては、現在、町民向けのLINEやフェイスブックなどで行っております。今後は、関係団体と連携し、観光情報等に特化した情報を配信するツールの構築を推進してまいります。

ふるさと納税電子感謝券（もとぶ美らペイ）につきましては、利用できる事業者が順調に増えておりますが、更に加盟事業者を増やすことで寄附者の利便性を向上させてまいります。また、個人版ふるさと納税および企業版ふるさと納税についても多方面に応援寄附の協力を働きかけ、心豊かな住みよい町づくりに有効活用を図ってまいります。

以上、今後の町政運営にあたっての基本的な考え方や施策の一端を申し述べさせていただきました。

これらの施策を実施するには、中長期的な財政の見通しを立て、財政基盤を強化し、安定した行財政運営の確立を図ってまいります。

具体的な施策の展開については、今後の施政方針や予算編成などでお示しさせていただきたいと存じます。

引き続き、町民の生活を第一に据え、「日本一心豊かな町づくり」を目指して、全力で取り組んでまいります。

終わりに、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、町政2期目を預かる私のあいさつといたします。

令和4年9月30日

本部町長 平 良 武 康

以上でございます。

○ 議長 松川秀清 これで町長の所信表明を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時56分）

再開します。

再 開（午前11時10分）

日程第8．報告第13号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 令和4年第5回本部町議会定例会におきまして、4件の報告と12件の議案を提出してございます。その内訳は、令和3年度の決算に基づく報告が3件、工事に係る専決処分報告が1件、条例の一部改正議案が2件、令和4年度補正予算議案が5件、令和3年度決算認定議案が5件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長ほか、担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 それでは報告第13号についてご説明いたします。

報告第13号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出する。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

お配りしている報告書をお手元に準備ください。令和3年度沖縄県町村土地開発公社における事業報告及び決算報告となっております。内容といたしましては、10ページから13ページが実績用途別明細書となっております。12ページをお開きください。12ページの上の段の右側の項目の本年度取得造成（B）が実績ベースとなっております。取得面積の事業計が3,197平米、金額の計が2,760万4,941円となっております。本部町といたしましては昭和53年を最後に土地開発公社の活用はしておりません。

次に本部支社決算報告をいたします。23ページをお開きください。付属明細表の左側の支社名の上から4段目に本部町の記載がございます。令和3年度末現在の残高が一番右側の合計66万6,031円となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第13号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを終わります。

日程第9．報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 令和3年度の決算が決定いたしましたので、それに基づき報告をさせていただきます。

報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議

会に報告する。一般会計に係る分でございます。実質赤字比率、ございません。連結実質赤字比率、ございません。実質公債費比率、10.1%。その下の括弧書きの25%でございますが、それは本町の早期健全化基準の数値となっております、こちらを超えると様々な財政上の計画等を立てなければいけないということになりますけれども、それまでにはまだ達していないということでございます。将来負担比率、17.4%。こちらは350%が健全化判断基準でございますが、こちらにも達していないということでございます。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。こちらは令和3年度本部町財政健全化審査意見書ということで、町の監査委員からの意見書でございます、その意見書の写しでございます。下から2段目をお願いいたします。是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないということで、財政健全化については指摘事項はございませんでした。

3枚目をお願いいたします。平成30年度から令和3年度までの推移を載せております。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字団体ではございませんので数値は出てきません。実質公債費比率、令和3年度10.1でございますけれども、対前年度と比較しまして増減なしでございます。将来負担比率、令和3年度が17.4、令和2年度が25.7、8.3ポイント減額しております。8.3ポイント減額の理由でございますが、まずポイントが減額になったということは、将来負担する借入れ分の負担分が減っていると、良好であるということでございます。その要因でございますが、令和3年度におきまして、減債基金、4億2,700万円余りを積み立てております。給食無償化で1億円を積み立てております。そのほかの積立もございまして、合計で5億5,200万円余の基金を積み立てておりますので、将来負担比率は8.3ポイント減になっているということでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第14号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時19分）

再開します。

再 開（午前11時21分）

本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選された長濱 功議員が見えましたので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程に戻ります。

日程第10. 報告第15号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 報告第15号を説明いたします。

報告第15号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。

特別会計の名称、本部町水道事業会計、資金不足比率、ございません。本部町公共下水道特別会計、資金不足比率、ございません。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。令和3年度本部町水道事業会計経営健全化審査の意見書を添えております。下から2段目をご覧ください。是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特にないという意見をいただいております。

次のページをお願いいたします。令和3年度本部町公共下水道特別会計経営健全化審査の意見書をつけております。下から2段目をご覧ください。是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はないという意見を受けております。

次のページをめくりまして、報告第15号参考資料、資金不足比率の推移でございます。平成30年から令和3年度までの数値を載せております。令和2年には18.8%、下水道事業で資金不足がございました。今年度は先ほど報告したとおりございません。以上で報告を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第15号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第11. 報告第16号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第16号についてご説明いたします。

報告第16号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和3年第10回本部町議会（臨時会）で議案第70号をもって議決をされた「嘉津宇具志堅線道路改良工事（その7）」に係る請負代金額の変更契約を締結したことについて。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、嘉津宇具志堅線道路改良工事（その7）について、契約金額「1億967万円」を69万3,000円増額し、「1億1,036万3,000円」に変更して改定契約を締結する。

次のページが変更箇所対照表になっております。主な変更理由としましては、土工の土砂運搬、L＝11.5キロ、2,870.0立米を、L＝5キロの3,157立米に変更したことと、一番下のほうの撤去・復旧工で、現設計にはなかった伐採と処分費を計上したこととでございます。

次のページから3枚が平面図になっております。3枚目の図面右側がフクガワになります。フクガワから嘉津宇に向けて600メートルが工事区間でありまして。赤で記載されているところが変更箇所になっております。工事は7月に完了しております。工事請負業者は有限会社比嘉建設工業でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第16号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第12. 議案第30号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第30号でございます。

議案第30号 本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長平良武康。

提案理由、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を充実させるため、職員の育児休業の取得回数制限等を緩和する必要がある。これが、この議案を提案する理由であります。

改正につきましては、一番最後のページ、13ページでその内容を説明いたします。2つの改正がございます。まず1番目の改正でございますが、育児休業の取得回数制限の緩和についてでございます。矢印がございますが、上段の矢印と下段の矢印、上段の矢印は現行でございます。下段の矢印は改正案でございます。現行は、出生から8週間までは産後パパ休暇と書いてありますけれども、父親が育休を取得することができます。母親は産後休暇となりますので、ここで育休を取れるのは父親のみでありますけれども、父親が取る場合、1回しか取れませんでした。1回は1日でもいいですし、8週間丸々取ってもいいですけれども、1回のみということで。これを改正では2回取れますと。例えば1週間でまず予定して取りますと。取った後にやはりもう少し必要という場合、現行では取れませんけれども、改正後は2回までは取れますというのが改正内容です。8週以後は父親も母親も両方取得が可能です。これも申請した1回のみしか取れませんでしたけれども、途中で変更が可能という解釈で結構でございます。変更が利くように緩和されたというのが1点目でございます。

2点目は、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、これは非常勤職員、会計年度任用職員を指しますが、非常勤職員の改正でございます。既に職員は改正されております。子が1歳以上、2歳に達する日までの期間の途中で夫婦交換で取得が可能ですと。1歳までは夫婦両方で同時期に取得が可能ですとありますが、1歳以上になると夫婦どちらかの取得になります。以前ですと母親が取れば父親は途中で取れないということでありましたけれども、どちらかが先に取って、交換でまたどちらかが取れるという制度の柔軟な改正となります。主な改正は以上でございます。説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第31号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ **住民課長 崎原 誠** 議案第31号 本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、令和4年3月31日に沖縄振興特別措置法等の一部が改正されたことに伴い、本部町固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

次のページ、1ページから3ページが改正条例となっております。4ページから9ページが新旧対照表となっております。

説明を10ページの参考資料のほうで行います。本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。改正の概要、沖縄振興の一層の推進を図るため、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、法の期限の延長をはじめ所要の改正が行われております。同法律等の改正に伴いまして、従来の沖縄振興特別措置法等に基づく固定資産税の課税免除について、新法に基づく用語の整理、期間の延長等を行うため、本部町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものとなっております。

主な改正内容ですが、1点目に適用期限の延長となっております。こちらは3条、4条、5条、6条に関するものですが、沖縄振興特別措置法に基づく省令の一部改正に伴いまして、3年間延長するものとなっております。次に地域名称の改正、「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、法の改正に合わせて条例のほうも改正いたします。次に事業の知事認定及び大臣確認等、課税免除の要件といたしまして、事業者は設備投資等に係る措置実施計画を作成し、知事による認定と主務大臣の確認を行うことが必要となっております。これは第3条、第4条、第5号に係るものです。6条につきましては、沖縄振興計画に基づく県知事の確認を受ける旨、今回規定してございます。次に資本金の規模に応じた指定要件、こちら6条に係る部分です。対象設備等の取得価格としまして、新設、増設、改修等を行う場合、資本金等の規模に応じて基準が変わるものとなっております。個人又は1,000万円以下の資本金と規模の場合、500万円以上の取得等に対して該当するものとなっております。1,000万円を超えて5,000万円以下の資本金規模の法人等に関しましては、新設、増設に関しましては1,000万円以上の取得と改修につきましては500万円以上となっております。5,000万円を超える資本金規模の法人等につきましては、新設、増設のみ2,000万円以上の取得等があった場合に該当いたします。最後に資本金の額等が5,000万円以下の法人につきましては、今回から新たに改修による取得も追加されています。以上です。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第32号 令和4年度本部町一般会計補正予算について。令和4年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いします。令和4年度本部町一般会計補正予算（第3号）になります。令和4年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ3億5,183万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ85億7,144万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

今回提案しております補正予算につきましては、事項別明細書でもって主な事業を抜粋したものと新規の事業を説明させていただきます。まず、歳出からでございます。歳出の6ページ、7ページをお願いいたします。6ページの企画費、7ページの中段あたりに委託料、テレワーカー人材育成事業委託料688万5,000円、今7ページでございます。こちらは新規の事業でございます。在宅での仕事を希望している町民に対しまして、業務の講習を行いまして、講習修了後はその仕事をあっせんするまでの業務委託料を交わしたいと考えております。受講の枠は50人を予定しております、今年度から令和6年度までの実施を予定しております。こちらは一括交付金を活用いたします。続きまして、世界のムトゥブンチュ大会業務委託料706万円の減額、その3段下、南米子弟研修生受入補助金300万円の減額、こちらはいずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止となりましたので、その事業費を全額減額しております。下段の積立金を説明いたします。財政調整基金積立金1億2,508万1,000円、その下、減債基金積立金1億円、こちらは令和3年度の繰越金の約2分の1を財政調整基金と減債基金に積むものでございます。合わせて2億2,000万円余りを基金に積みます。その下、ちゅらまちづくり基金積立金97万8,000円、そしてゆいまーる基金積立金1,246万3,000円、いずれの積立金もふるさと納税などの寄附が原資になりますけれども、その寄附実績に合わせまして、それぞれ基金へ積んでおります。一番下段の物流拠点施設維持管理基金積立金196万4,000円、こちらは物流拠点施設、本部港にあります冷凍冷蔵施設になります。令和3年度の施設運営利益が1,730万円余りありました。利益の2分の1を施設の維持管理基金に積み立てる取決め事項がありますので、約860万円を基金に積むものであります。当初予算において669万円計上しておりましたので、その差額分を今回196万円計上しております。

続きまして、12、13ページをお願いします。民生費であります。13ページの上から4段目でございますが、国民健康保険特別会計繰出金4,838万1,000円の減額、こちらは国民健康保険特別会計の令和3年度の繰越金が決まりました。約7,600万円になりましたので、法定外で一般会計から繰出しを予定していた分、予算に計上していた分を全額繰り出さずにそのまま一般会計に戻すということで減額するものでございます。よって一般会計から国保会計に基準外で繰り出すものはございません。続きまして、16、17ページをお願いいたします。保健衛生費でございますが、

こちらは全ての項目におきまして新型コロナウイルスワクチン接種に係る分の費用を計上しております。当初予算におきましては、9月末までのワクチン接種の分をその費用を計上しております。来年3月までワクチン接種の期間が延長されましたので、それにかかる本部町の費用分を増額計上しております。こちらは10分の10国庫補助となります。

続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。農林水産業費でございます。21ページの上から2段目、伊豆味クメノサクラ等による地域興し補助金45万1,000円、こちらは伊豆味クメノサクラ地域おこしへのふるさと納税の寄附が94万6,000円ございました。返礼品などの経費を控除した、残った分を補助金として交付する取決めがございますので、その取決めに基づきまして45万1,000円を補助するものでございます。同じく21ページの中段あたりに、みかんの里改良工事費2,175万9,000円がございます。こちらは伊豆味にありますみかんの里の改良工事を行う費用でございます。施設の機能強化を図る目的で改良工事を行います。集出荷作業場及び選果作業場を整備しまして、作業の効率化を図る計画をしているところでございます。こちらは新規事業でありまして、一括交付金を活用いたします。今のみかんの里の3段下の機械器具費、車両購入費はみかんの里に係る分でございます。機械器具費はミカン選別器の購入を予定しています。車両購入は2トンドンプトラックの購入を予定しておりまして、その分を計上しております。有機物リサイクル推進事業備品購入費1,673万6,000円、こちらでも新規の事業でございます。辺名地にありますアグー豚生産農場からの排せつ物を堆肥にし、それを町内農家が再利用しまして活用する体制づくりの構築を図る事業となっております。辺名地有機物リサイクル組合が実施主体となりまして、町は備品を購入し無償で貸与するものでございます。備品につきましては、ホイローラー、2トントラック各1台、マルチジッパーを2台購入して無償で貸付を行うものでございます。こちらは一括交付金を活用いたします。続きまして、本部町農業次世代人材投資資金450万円の減額、新規ハルンチュ経営開始資金900万円の増、こちらは農業を担う農業者に対しまして支援を行う資金でございます。今年度の新規対象者から人材育成投資資金のメニューが新規ハルンチュ経営開始資金に変更になっております。変更になったために組替えを行っております。新規対象見込み者が増えまして、個人が3名、夫婦2組を予定しているところでございます。こちらは県補助10分の10となっております。次のページをお願いします。22、23ページ、水産振興費でございます。23ページの一番下段でございますが、海岸漂着物地域対策推進事業委託料169万4,000円、こちらは毎年実施しております新里漁港海岸周辺の漂着物回収事業でございます。今回県から交付決定が下りましたので会計予算を補正しているところでございます。回収するのはプラスチック類、ゴム類、漁具類などを中心とした回収でございます。軽石の事業とはまた別の事業になります。こちらは10分の9県補助になります。

続きまして、24、25ページ、商工費でございます。上から4段目、本部町商工業応援PR事業委託料110万円、こちらは新規になります。新型コロナの影響により売上げなどが落ち込んだ商工業者を支援するために、FMもとぶの放送枠を買い取りまして、商工業者の商品、あるいはサービスなどをPRする事業でございます。1回当たり約1時間の枠を29回購入いたします。こ

ちらは町商工会に委託を予定しております。コロナ交付金を活用しますので10分の10国庫になります。下から3段目、備瀬フクギ每木調査補助金100万9,000円、こちらも新規でございます。備瀬区と琉球大学が共同で備瀬のフクギの每木調査を昨年から実施しております。引き続き今年度も実施することから、その調査費の一部を町から備瀬区へ補助するものでございます。調査は今年度終了予定いたしまして、調査終了後は調査結果の成果物を町に提供されることになっております。町としましては、そのフクギの保全など、今後の資料としての活用を考えているところでございます。こちらは単費になります。その下、花火大会負担金50万円の減額、海洋祭り運営補助金270万円の減額、こちらもコロナの影響により中止が決定しましたので減額しております。

続きまして、34、35ページ、教育費でございます。35ページの中段あたりに本部町人材育成スタッフ募集支援業務委託料528万円、こちらは地域おこし協力隊の募集委託料でございます。次年度は6名の地域おこし協力隊の採用を予定しているところでございます。その6名の決定に至るまでの募集事務全般を委託するものでございまして、その費用を計上しております。こちらは単費になります。下から3段目、本部高校後援会補助金78万5,000円、本部高校魅力化支援寄附に令和3年度において342万円の寄附がございました。経費を除いた2分の1を本部高校後援会へ補助する取決めがございますので、その取決めどおり78万5,000円を補助するものでございます。その下、本部っ子短期留学に関しましてもコロナで中止しましたので900万円余を減額しております。一番下段、県外・県内離島派遣費補助金228万1,000円、こちらは県内大会において上位成績を残し、県外の大会へ派遣が決まった4団体、1個人に補助するものでございます。補助団体は本部中学校の空手部、上本部ドジャース、本部少年野球クラブ、沖縄本部ポニーの4団体、個人は中学女子野球で沖縄県選抜に選ばれた1名でございます。全ての派遣について既に大会が終了しております。こちらはふるさと納税の充当を予定しております。38、39ページ、中学校費、39ページの一番下段をお願いします。本部中学校75周年記念事業補助金200万円、こちらは本部中学校が今年度、75周年を迎えております。実行委員会を立ち上げまして同窓生などに寄附の呼びかけを行っているところでございます。記念事業の総額が1,300万円を予定しているということございまして、事業内容としましてはマイクロバスの購入、ワゴン車の購入、記念誌の制作などとなっております。町としましては、規定に基づきまして200万円を補助するというところで計上しております。ふるさと納税の充当を予定しております。

以上、歳出の主な事業と新規の事業でございました。歳入につきましては、先ほど歳出事業の概要を説明しましたが、その事業に係る国庫補助金、そして県補助金、繰越金などを計上しているところでございます。以上説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前11時57分）

再開します。

再 開（午後1時30分）

日程に入る前にお知らせします。

5番 松田大輔議員が、家族の体調不良のために午後から欠席します。8番 具志堅正英議員

は、本人の体調不良のため午後から欠席します。

日程に入ります。

日程第15. 議案第33号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** それでは議案第33号についてご説明いたします。議案第33号の準備をよろしくお願いします。

議案第33号 令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

1枚議案をおめくりください。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。令和4年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,830万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,350万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月30日、本部町長 平良武康。

議案を3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。今回の主な補正につきましては、令和3年度決算認定に伴うものとなっております。まず初めに、上の表の歳入をご覧ください。6款県支出金に56万4,000円の増額補正をしております。これは下の歳出です。1款総務費で計上しております制度改正に伴うシステム改修の費用13万2,000円と、2款保険給付費で計上しております傷病手当に43万2,000円、この合計の金額となっております。上の表の歳入をご覧ください。10款繰入金につきましては、一般会計からの法定外の繰入金となっておりますが、令和3年度決算において繰越金が出ておりますので、全額を補正減しております。11款繰越金7,612万2,000円につきましては、令和3年度の決算の繰越金となっております。

次に下の表、歳出をご覧ください。1款と2款につきましては、先ほど歳入で御説明したとおりとなっております。9款諸支出金につきましては、保険給付費等の額の確定に伴う償還金となっております。718万4,000円の増額補正となっております。下の11款予備費につきましては、令和3年度からの繰越金から法定外繰入金と償還金を差し引いた金額を予備費に計上しております。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第16. 議案第34号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号 令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和4年度本部町

後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

議案を1枚おめくりください。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。令和4年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。令和4年9月30日、本部町長 平良武康。

議案を3枚おめくりください。歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。今回の補正につきましては、令和3年度の決算認定に伴うものとなっており、歳入のみの組替えの補正となっております。上の表、歳入をご覧ください。令和3年度の決算において繰越金が出ておりますので、7款繰越金に60万3,000円を増額補正しております。繰越金で歳入が増えた分につきましては、6款繰入金で同額を減額補正しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第35号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第35号を説明いたします。

議案第35号 令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

ページを1枚おめくり願います。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算。令和4年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,757万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,777万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為補正」による。

次のページをおめくりください。歳入歳出の説明より先に、債務負担行為補正の説明を行います。2ページになります。第2表債務負担行為補正、追加、事項、本部町浄化センター汚泥脱水機修繕、期間、令和4年度から令和5年度、限度額2,838万円、債務負担行為の補正の理由は、浄化センター内の2基あるうちの1基の汚泥脱水装置が故障いたしました。修理に10か月程度を要する見込みであるために、債務負担の補正となっております。

めくりまして、事項別明細書にて歳入歳出を説明いたします。事項別明細書の1ページ目になります。総括、歳入、2款使用料及び手数料に800万円を補正いたします。国庫支出金にマイナス300万円、繰越金に2,257万円、歳入合計2,757万円となります。

歳出下の枠でございます。1款総務費、補正額1,001万6,000円、施設費1,733万5,000円、予備

費21万9,000円、歳出合計2,757万円となっております。

詳細を説明いたします。次の2ページ、3ページ目をお開きください。下水道使用料800万円の補正につきましては、観光客等の増加による営業の用途の使用料が増加しております。それに伴う使用料の増額補正となっております。国庫支出金、マイナス300万円、下水道事業に係る浄化センター基本設計業務2,700万円で当初国に要請しておりましたが、予算配分内での調整があり、交付決定は2,400万円となっております。したがって300万円の減額補正となっております。繰越金2,257万円は、令和3年度決算認定による実質収支がプラスになった分の繰越金となっております。

次のページお願いいたします。4ページ、5ページ、一般管理費、公課費1,001万6,000円の補正となっております。5月の出納閉鎖期間終了後に申告を行い、その金額が確定いたしましたので増額としております。次の6ページ、7ページをお願いいたします。主なところを説明いたします。需用費1,367万円の補正となっておりますが、うち800万円、光熱水費に関しましては電気料等の高騰により補正増とする予定になっております。最後のページとなりますが、8ページ、9ページをお願いいたします。9ページ、委託料230万円の補正増となっております。こちらは先に申しました浄化センター基本設計委託業務ですが、委託単価、人件費の高騰と初めに想定していた水処理管理棟の基本設計を行う予定でしたが、場合によっては関連する施設も変更する必要があるのでその分のプラスとなっております。以上で議案第35号の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第36号 令和4年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第36号を説明いたします。

議案第36号 令和4年度本部町水道事業会計補正予算について。令和4年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和4年9月30日提出、本部町長 平良武康。

1枚おめくりください。令和4年度本部町水道事業会計補正予算書。総則、第1条、令和4年度本部町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款水道事業収益、既決予算額4億7,079万1,000円に2,965万7,000円を補正し、合計5億44万8,000円といたします。支出、第1項水道事業費用、既決予算額4億7,059万円に4,331万5,000円を補正し、5億1,390万5,000円とします。次のページお願いいたします。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億179万2,000円は、当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）」を、「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,299万2,000円は、当年度損益勘定留保資金及び過年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）」に改める。資本的収入の予定額及び資本的支出の予定額は次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、既決予算額1億9,201万8,000円に1,080万円を補正し、合計2億2,818万

円となります。支出、第1款資本的支出、既決予算額3億9,381万円に200万円を補正し、3億9,581万円となります。次のページ、企業債、第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり定める。補正前、起債の目的、上水道事業費、限度額9,600万円を下の表、補正後の限度額1億680万円といたします。

細かな説明は明細書で行いますので、ページをめくっていただきまして、3ページ、4ページ目お願いいたします。収益的収入及び支出のうち収入の部分でございます。水道料金2,965万7,000円を補正いたします。補正の理由は観光等での増加に伴う収益の増額になっております。次のページをお願いいたします。収益的収入及び支出の部の支出になります。原水及び浄水費のうち、動力費に2,287万円、下水費に2,044万5,000円を補正いたします。補正の理由は、電気料の高騰と観光客等の増加による受水費の増額になっております。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出の部に関する収入になります。建設改良投資企業債のうち新浄水場の建設工事に伴う1,080万円の単費工事を当初予算で予定しておりましたが、調整の結果、企業債を充てることができることになったため補正をしております。次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうちの支出になります。企業債償還金として200万円を計上しております。補正の理由は令和元年度の新浄水場整備事業に係る事故繰越しに要した部分にかかる生産金額の償還金となります。以上で議案第36号の説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 上間辰巳** それでは令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

緑の冊子の2枚目をお開きください。議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和4年9月30日提出、本部町議会議長 松川秀清殿。本部町長 平良武康。

内容については、白い冊子の決算説明書のほうでやっていきたいと思っております。決算説明書の2ページのほうをお願いします。1、一般会計について。令和3年度の決算支出の状況（総括）でございます。①予算現額118億3,944万円、②歳入総額111億6,125万638円、③歳出総額106億7,531万6,155円、④歳入歳出差引額4億8,593万4,483円、⑤翌年度に繰り越すべき財源3,577万4,000円、⑥実質収支4億5,016万483円となっております。

下のほうを読み上げます。令和3年度における決算状況は、実質収支が4億5,016万円の黒字、単年度収支は2億7,980万7,000円の黒字、実質単年度収支は2億7,984万1,000円の黒字となった。主な要因としては、実質収支の黒字は地方交付税の増、寄附金の増等によるものである。歳入においては、コロナ禍の影響により税収が減少となったが、国の経済対策等により地方交付税が増加したほか、財政調整基金の取崩しがなかったことによる繰入金の減少、発行額の減少による地

方債の減等により前年度比で４億８,９１４万４,０００円の減となった。歳出においては、翌年度実施した特別定額給付金の給付の影響で補助費が大きく減少したが、職員数の増による人件費の増、減債基金への積立金の増等により執行額が前年比で７億７,４５９万２,０００円の減となった。次年度以降については、引き続きコロナ禍の影響を受け税収の増加は厳しい状況が見込まれる。歳出については、普通建設事業が落ち着くものの、人件費が高止まりする中、公債費の償還が増加する。また、今年度から開始した給食費の無償化に必要な財源が継続的に必要であるため、引き続き行政経費の圧縮に努め、企業版ふるさと納税等の新たな一般財源の確保に努めていく必要がある。

次に３ページのほうをお願いします。２、歳入の状況です。読み上げます。前年度と比較して歳入総額は４億８,９１４万４,０００円（４.２％）減、１１１億６,１２５万円となった。うち自主財源は、前年度から３,８０４万３,０００円（１.６％）減の２４億１,４９７万２,０００円となった。要因としては、徴税では８,１５４万２,０００円（６.２％）の減、繰入金で２億４９７万１,０００円（９６.２％）の減、繰越金で１億８,３５３万４,０００円（４７.８％）の減等のためである。また、依存財源については４億５,１１０万１,０００円（４.９％）減の８７億４,６２７万９,０００円となったが、その要因は、国庫支出金で６億８,９２７万円（１７.９％）の減、町債で４億１,２５９万７,０００円（３６.７％）の減、地方交付税で３億７２６万６,０００円（１２.３％）の増のためである。

次に５ページのほうをお願いします。歳出の状況です。読み上げます。前年度と比較すると歳出総額は７億７,４５９万２,０００円（６.８％）の減となった。うち義務的経費は３億４,５４８万４,０００円（９.８％）の増となった。その要因として、職員２名の増、会計年度任用職員の採用の増、期末手当の増等による人件費の増５,３４２万９,０００円、子育て世帯への臨時特別給付金２億３９６万１,０００円の増等による扶助費の増２億５,７０４万円（１５.２％）等があったことによる。投資的経費では１,３１５万１,０００円（０.４％）の減となった。その他経費は１１億６９２万５,０００円（２３.８％）の減となった。その要因として、令和２年度に実施した特別定額給付金給付事業の影響で補助費が１３億７,２１７万７,０００円（５９.６％）の減となったが、減債基金への積立４億２,７３０万９,０００円の増等により積立金が３億１,２１８万３,０００円（１２５.９％）の増となったことによる。以上で令和３年度一般会計歳入歳出の説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第２０．議案第３８号 令和３年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第３８号についてご説明いたします。

緑色の冊子の準備をお願いします。緑色の中表紙の次に議案第３８号がありますので準備をお願いします。緑の冊子の中ほどの後のほう、緑色の中表紙の次です。２４３ページの次に緑色の中表紙があります。その次にあります。それでは議案第３８号をご説明いたします。議案第３８号 令和３年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和３年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査員の意見書を添えて議会の認定を

求めます。令和４年９月３０日提出、本部町議会議長 松川秀清殿。本部町長 平良武康。

冊子の288ページをご覧ください。実質収支に関する調書となっております。読み上げます。

１、歳入総額19億9,436万8,302円、２、歳出総額19億1,824万4,463円、３、歳入歳出差引額7,612万3,839円、４、翌年度へ繰り越すべき財源、ゼロ円、５、実質収支7,612万3,839円、６、実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額、ゼロ円となっております。

次に決算の概要についてご説明いたしますので、白い冊子の準備をお願いします。白の冊子の157ページをお開きください。白の説明資料の緑色の中ページの次の部分になります。真ん中のほうに④歳入歳出差引額がありますが、その下の段に説明文がありますので、その文を読んで説明いたします。令和３年度における決算の状況は、歳入総額19億9,436万8,302円、歳出総額19億1,824万4,463円となっており、実質収支につきましては7,612万3,839円の黒字となっております。また単年度収支及び実質単年度収支につきましては557万6,000円の赤字となっておりますが、基準外繰入によらない財政運営となっております。黒字になった主な要因につきましては、実質収支については令和３年度からの8,170万円の繰越金によるものが大きく、単年度収支が赤字になった主な要因につきましては国民健康保険税が前年度より1,637万1,000円の減額になったことによるものであります。

次に歳入についてご説明いたします。158ページをお開きください。歳入です。歳入総額は19億9,436万8,000円となっており、前年度と比較して3,658万7,000円の減となっております。減額となった主な要因につきましては、11款繰越金が2,541万2,000円の増額となっておりますが、１款国民健康保険税が1,637万1,000円の減額となり、６款県支出金も4,773万7,000円の減額に至ったことによるものであります。次に歳出についてご説明いたします。159ページをご覧ください。歳出総額は19億1,824万4,000円となっており、前年度と比較して3,101万1,000円の減となっております。減額となった主な要因につきましては、２款保険給付費が2,412万円の減額となり、３款国民健康保険事業費納付金も1,386万3,000円の減額となったことによるものであります。

次に保険税の減年度分の徴収率についてご説明いたします。160ページをお開きください。令和３年度の徴収率についてご説明いたします。表の左側、令和３年度の一般課税区分の欄をご覧ください。その真ん中のほうに太字で一般被保険者現年度分、計という欄がございますが、ご覧ください。調定額２億7,199万8,450円に対して、徴収額２億5,855万2,060円となっており、徴収率が95.06%となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第39号 令和３年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第39号を説明いたします。

同じく緑色の冊子と白色の冊子を使用いたします。まず初めに、289ページの次が中表紙、青色が公共下水道の特別会計となっております。その１ページをお開きください。議案書がありま

す。説明いたします。

議案第39号 令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和4年9月30日提出、本部町議会議長 松川秀清殿。本部町長 平良武康。

次は白色の冊子で説明いたしますのでご準備ください。183ページをお開き願います。読み上げて説明いたします。1、公共下水道特別会計について。令和3年度の決算収支の状況（総括）、①予算現額4億660万8,000円、②歳入総額3億9,482万4,515円、③歳出総額3億7,220万2,619円、④歳入歳出差引額2,262万1,896円、⑤翌年度に繰り越すべき財源5万円、⑥実質収支2,257万1,896円となっております。令和3年度本部町公共下水道特別会計における歳入歳出決算額は、歳入3億9,482万5,000円（4.01%）の増、歳出3億7,220万3,000円（8.31%）の減となっております。翌年度に繰り越すべき財源が5万円で、実質収支は2,257万2,000円となっております。

次に184ページをお開き願います。読み上げて説明いたします。2、歳入の状況でございます。歳入総額は3億9,482万5,000円で、前年度に比べ4.01%の増となっております。その主な要因は、県支出金302万円（17.79%）の増、繰入金1,812万7,000円（8.44%）の増及び町債880万円（586.67%）の増が挙げられます。県支出金増額の理由は、前年度より管渠工事請負費が増え、それに対する県交付金、沖縄振興公共投資交付金が増えたためとなっております。次に繰入金増の理由であります。前年度に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により観光客が減少している中、観光施設や宿泊施設の下水道使用料が減少し、自己財源が減少したため繰越金を増やして財源補填したためとなっております。さらに町債増額の理由であります。県支出金の増額理由と同様、前年度より管渠工事が増え、前年度より企業債の費用が増えたためとなっております。

次に185ページをお開きください。3、歳出の状況でございます。歳出総額は3億7,220万3,000円で、前年度に比べ8.31%の減となっております。その主な要因は、総務費948万2,000円（37.96%）の減及び施設費4,488万6,000円（22.35%）の減が挙げられます。総務費の減の理由といたしまして、委託費を繰り越したためとなっております。その内容は公営企業法適用に伴う資産調査業務において、調査業務が多岐にわたり日数を要したため予算を繰り越しております。次に施設費減の理由でございます。新型コロナウイルスの影響により下水道料金が減少している中、歳入減に伴い歳出の抑制に努めたことからの理由となっております。以上で令和3年度公共下水道特別会計決算書の説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第22。議案第40号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 平安山良信 議案第40号についてご説明いたします

緑の冊子を準備してください。緑の冊子の後ろのほうにあります。308ページの次に黄色の色

紙がありますが、その次のページをお開きください。それでは説明いたします。議案第40号 令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和3年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和4年9月30日提出、本部町議会議長 松川秀清殿。本部町長 平良武康。

この冊子の323ページをお開きください。一番最後のページになります。実質収支に関する調書となっております。読み上げて説明します。1、歳入総額1億2,478万9,726円、2、歳出総額1億2,418万4,865円、3、歳入歳出差引額60万4,861円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、ゼロ円、5、実質収支60万4,861円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、ゼロ円となっております。

次に概要についてご説明いたします。白い冊子の準備をお願いします。白い冊子の193ページをお願いします。令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況についてご説明いたします。④歳入歳出差引額の下の段をご覧ください。読み上げて説明します。令和3年度後期高齢者医療特別会計決算における歳入総額は1億2,478万9,000円となっております。また、歳出総額は1億2,418万4,000円となっております。歳入歳出差引額は60万5,000円の黒字となっております。

次に歳入についてご説明いたします。194ページをお開きください。次のページです。歳入については、1款後期高齢者医療保険料が7,429万6,575円となっており、歳入の59.54%を占めております。次に6款繰入金が4,978万1,899円となっており、39.89%を占めております。繰入金につきましては一般会計からの繰入金となっており、保険料の徴収に係る事務費の分と低所得被保険者の保険料を軽減した金額などの補填分となっております。

次に歳出についてご説明いたします。195ページをお願いします。歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億2,219万4,098円となっております。歳出の98.40%を占めております。後期高齢者医療広域連合納付金の主な財源につきましては、徴収した保険料及び一般会計から繰り入れた保健基板安定繰入金となっております。

次に保険料についてご説明いたします。196ページをご覧ください。決算資料の上段になりますが、現年度分の特別徴収の保険料が起債されております。徴収率が100%となっております。下の段につきましては普通徴収になります。徴収率が99.01%となっております。未納額につきましては、納税相談等により現在も引き続き徴収を行っている状況であります。以上で説明を終わります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 議案第41号を説明いたします。

別冊つづり、白色の冊子になっております。令和3年度本部町水道事業会計決算書の冊子となっております。ページを1つおめくりください。議案書があります。議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定について。令和3年度本部町水道事業会計決算認定について、地方

公営企業法第30条及び第32条により議会の認定を求めます。令和4年9月30日提出、本部町議会
議長 松川秀清殿。本部町長 平良武康。

ページをめくって、1ページ、2ページのほうをお開きください。令和3年度本部町水道事業
会計決算報告書。(1)収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益、予算額合計5億
1,343万2,000円、決算額4億9,907万8,100円。次に下の欄の支出の部になります。収入、第1款
水道事業費用、予算額合計5億787万6,000円、決算額4億1,440万9,646円となっております。次
のページをお開きください。3ページ、4ページになります。(2)資本的収入及び支出、第1
款資本的収入、予算額合計1億401万8,000円、決算額1億6,977万4,000円。支出、第1款資本的
支出、予算額合計6億6,030万3,000円、決算額4億4,768万3,880円。翌年度繰越額1億248万
9,000円、繰越額1億248万9,000円は、新浄水場建設事業にかかる事業費の繰越しとなっております。

次のページをお開きください。5ページになります。令和3年度水道事業損益計算書の中から、
下段から4段目、当年度純利益6,397万5,854円となっております。

ページをしばらく開いていただきまして、19ページ、業務量の説明の代表的なものを行います。
表の中、7、年間有収水量、令和3年度、190万8,519立米、令和2年度と比較しまして、3万
4,729立米の増量となっております。

次にページをめくっていただきまして、22ページ目をお願いいたします。令和3年度本部町水
道事業キャッシュ・フロー計算書、一番下の欄の資金期末残高、現金資金でございますが、2億
6,660万49円の残高がございます。

ページを戻っていただきますが、16ページ目をお願いいたします。読み上げさせていただきます。
総括事項、令和3年度水道事業の決算状況は、下記のとおりとなっております。収益的収支
においては、収入が4億5,88万7,010円、支出が3億9,491万1,156円で、差引が6,397万5,854円
の純利益となっております。なお、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年
度の純利益4,646万7,651円と比べると、1,750万8,203円の増益となっておりますが、給水収益は
微増となっており、修繕費等の支出が減少したことが増益の主な要因となっております。このよ
うな厳しい社会情勢の中ですが、今後も安定した経営を維持するためにも、さらなる収納率の向
上、経費の節減等の徹底を職員一丸となり取り組んでまいります。次に資本的収支については、
建設改良費が3億4,384万2,882円となっており、建設改良費の内容としては、新浄水場建設事業
及び北部連携促進特別振興対策特定開発事業による新たな道路整備に伴う配水管の敷設工事と
なっております。また、令和3年度においては有収率が79.0%となっており、今後も量水器の取
替えや漏水調査を積極的に行い有収率の向上に努めていきます。以上で議案第41号の説明を終わ
ります。

○ 議長 松川秀清 提案理由の説明を終わります。なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 決算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第38号、議案第

39号、議案第40号の各特別会計及び議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 令和3年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第38号、議案第39号、議案第40号の各特別会計及び議案第41号 令和3年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩（午後2時30分）

再開します。

再 開（午後2時46分）

これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので報告します。委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に松田大輔議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午後2時47分）